

輸出令別表第1の16の項

輸出令別表第1の16の項

- (1) 次に掲げる貨物(1、2及び4から15までの項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定めるもの
- 1 レーザーその他光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械
 - 2 金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン及びマルチステーショントランスファーマシン
 - 3 旋盤
 - 4 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤
 - 5 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他仕上げ用加工機械
 - 6 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他加工機械
 - 7 レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器
 - 8 集積回路
 - 9 航空機並びに宇宙飛行体及び打上げ用ロケット並びにこれらの部分品
 - 10 羅針盤その他航行用機器
 - 11 物理分析用又は化学分析用の機器、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器及びミクロトーム
 - 12 オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他電氣的量の測定用又は検査用の機器及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他電離放射線の測定用又は検出用の機器
- (2) 関税定率法(明治43年法律第54号)別表第25類から第40類まで、第54類から第59類まで、第63類、第68類から第93類まで又は第95類に該当する貨物((1)及び1から15までの項の中欄に掲げるものを除く。)

輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（貨物等省令）第 14 条の 2

貨物等省令第 14 条の 2

第 14 条の 2 輸出令別表第 1 の 16 の項（1）の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表（以下「関税率表」という。）第 84・56 項、第 84・57 項、第 84・58 項、第 84・59 項、第 84・60 項又は第 84・61 項に該当するもの
- 二 関税率表第 85・26 項に該当するもの
- 三 関税率表第 85・42 項（第 8542・90 号を除く。）に該当するもの
- 四 関税率表第 8802・60 号、第 88・06 項又は第 88・07 項（第 8802・60 号又は第 88・06 項の物品の部分品に係るものに限る。）に該当するもの
- 五 関税率表第 9014・20 号又は第 9014・80 号に該当するもの
- 六 関税率表第 9027・50 号、第 9030・20 号、第 9030・32 号又は第 9030・39 号に該当するもの